

[令和元年5月26日一部変更、同2年4月1日施行]

練馬区認可地縁団体法人
栄町町会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、栄町町会と称する。

(区 域 等)

第2条 本会は、練馬区栄町に居住する者及び栄町内に事務所又は店舗を有する者で本会の趣旨に賛同する者をもってこれを組織する。

(目 的)

第3条 本会は 会員相互の親睦と互助の精神を高揚し、生活環境の整備を図り、福祉・厚生を増強に努め、健全明朗にして住みよい町づくりに寄与することを目的とする。

(地 区 部)

第4条 本会の区域を分けて三地区部とする。その区分は、別にこれを定める。(要図参照)

(事 務 所)

第5条 本会の事務所は、栄町46番20号栄町会館内に置く。

(入 会)

第6条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

2. 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退 会 等)

第7条 会員が、次の各号に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第2条に定める区域に住所を有しなくなった場合。
- (2) 本人から退会届けが会長に提出された場合。

2. 会員が、死亡又は失踪宣言を受けたときは、その資格を喪失する。

第2章 事 業

(事 業)

第8条 第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦並びに生活環境改善向上に関する事項。
- (2) 防犯、防火、防災並びに交通安全に関する事項。
- (3) 衛生、文化、広報、介護予防に関する事項。
- (4) 表彰、敬老、慶弔に関する事項。
- (5) その他、本会の目的達成に必要と認めた事項。

第 3 章 役 員

(役員の種類)

第 9 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 総 務 数 名
- (4) 会 計 1 名
- (5) 監 査 3 名
- (6) 地 区 部 長 各地区部 1 名
- (7) 地区副部長 各地区部 2 名以内
- (8) 地 区 会 計 各地区部 1 名
- (9) 委 員 長 各委員会 1 名
- (10) 副 委 員 長 各委員会 3 名以内

(役員の職務)

第 10 条 役員職務を次の通り定める。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した順序により会長職を代行する。
- (3) 総務は、他に属さない庶務全般を担当する。
- (4) 会計は、会計事務全般を担当する。
- (5) 監査は、会計業務を監査する。
- (6) 地区部長は、担当する地区部を代表し部内の運営にあたる。
- (7) 地区副部長は、地区部長の補佐並びに代行をする。
- (8) 地区会計は、担当する地区部内の会計事務を担当する。
- (9) 委員長は、その委員会を代表し運営にあたる。
- (10) 副委員長は、委員長の補佐並びに代行をする。

(役員を選任)

第 11 条 役員は、次の方法により候補者を選出し、総会の承認を得て就任する。

但し、その年の 3 月 31 日において満 80 歳を超える者を選出することはできない。2. 正・副会長、総務、会計並びに監査は、第 28 条及び第 37 条並びに細則第 4 条に

より設置される役員候補者推薦委員会の推薦により選出する。

3. 正・副地区部長及び地区会計は、各地区部会において会員の中より選出する。
4. 正・副委員長は、各委員会において委員の中より選出する。
5. 正・副会長、総務、会計並びに監査は、相互に兼ねることはできない。

(役員任期)

第 12 条 役員任期は、2 年とし再選を妨げない。但し、原則として同一役職に継続して 5 期を超えて就任することはできない。

2. 補欠による役員任期は、前任者の残存期間とする。

3. 任期満了の場合でも、後任者の就任するまで、その職務を行うものとする。

(顧問・相談役)

第 13 条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。顧問及び相談役は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。任期は 2 ヶ年とし、再委嘱を妨げない。

第 4 章 会 議

(会議の種別)

第 14 条 会議を分けて、通常総会、臨時総会、役員会、四役会とする。通常総会は、毎年会計年度終了後 2 ヶ月以内に開催し会務の報告及び次の事項を決議する。

- (1) 予算・決算に関する事項。
- (2) 会則の変更に関する事項。
- (3) その他会務運営上重要と認められる事項。

2. 臨時総会は、役員会に於いて必要と認められたとき及び会員の 3 分の 1 以上の要請があるときは開催しなければならない。

3. 役員会は、第 9 条の監査を除く役員をもって構成し会務運営全般について審議する。

4. 四役会は、第 9 条の会長、副会長、会計、総務をもって構成し役員会提出案件等の検討を行う。

(会議の招集)

第 15 条 総会及び役員会は、会長が招集し議案を添えて遅くとも 7 日前迄に通知しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りではない。

(総会の定足数)

第 16 条 総会は、会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議長)

第 17 条 総会における議長は、出席会員の中より選任する。

(総会の議決)

第 18 条 総会の議決は、この会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議決権)

第 19 条 会員は、総会において、各々一個の表決権を有する。

(総会の書面表決権)

第 20 条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合における第 16 条及び第 18 条の規定の運用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 21 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。
 3. この規定は、役員会にも準用する。

（役員会の定足数）

第 22 条 役員会は、第 9 条の監査を除く役員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立し、議事はその過半数の同意をもって決定する。但し、可否同数の場合は議長が裁決する。

（役員会の議長）

第 23 条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

（役員会の権能）

第 24 条 役員会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第 5 章 委員会及び地区部会

（委員会の活動）

第 25 条 本会は、第 8 条の事業を達成するため委員会を置きその活動内容は次の通りとする。

- (1) 広報委員会は、本会の事業、会員の意向その他本会に関係する事柄を取材し広報する。
- (2) 環境美化委員会は、綺麗な町づくりを目指し、資源の有効活用と環境衛生の維持・向上に努める。
- (3) 文化委員会は、文化的活動を行い教養の向上を図るとともに青少年の健全育成活動を進める。
- (4) 防犯委員会は、防犯活動を進め、明るい町づくりに努める。
- (5) 介護予防委員会は、見守りネットワークと介護予防に関する活動を行う。

（委員会の構成）

第 26 条 各委員会は、各地区部より選出された委員により構成される。

（委員会の改廃）

第 27 条 役員会の決議により委員会の改廃ができる。

（特別委員会・特別部会）

第 28 条 役員会の決議により特別委員会・特別部会を設けることができる。

（地区部会）

- 第 29 条 第4条により定められた地区部内の会員で地区部会を構成し、所属する役員をもって
地区部役員会を構成して、地区部の運営等について審議する。
2. 地区部内に班を設け班長を置く。班の編成、班長の選出は地区部会において決定する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 30 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 31 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第 32 条 本会の資産で、第 30 条第 1 項に掲げるものを処分し又は担保に供する場合には、総会において 4 分の 3 以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第 33 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業報告及び決算)

第 34 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監査を受け、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会費の徴収)

第 35 条 1 ヶ月当たりの会費は、次の基準の通りとし、その集金は原則として 3 ヶ月毎とする。

但し、特別の事情あるときは役員会に諮りこれを決定することができる。

- (1) 賃貸アパート入居者 150 円
- (2) 一般住宅・マンション入居者 300 円
- (3) マンション一括加入の場合 300 円 × 戸数 × 0.8
- (4) 商店並びに事業所 300 円以上

(会計年度)

第 36 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 雑 則

(特別委員会及び特別部会)

第 37 条 第 28 条により次の特別委員会及び特別部会を置く。

- (1) 会館運営委員会
- (2) 交通委員会
- (3) 防災会
- (4) 役員候補者推薦委員会
- (5) 盆踊り実行委員会

(備付け帳簿及び書類)

第 38 条 本会の事務所には、会則、会員名簿、認可及び登記に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(会則の変更)

第 39 条 この会則は、総会において総会員の3分の2以上の議決を得、且つ、練馬区長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解 散)

第 40 条 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 41 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

(委 任)

第 42 条 本会則の施行に必要となる細則は、役員会の決議をもってこれを定める。

附 則

- 1 本会則は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 本会の法人化当初の役員は、第 11 条の規定に拘わらず別紙記載の通りとする。
- 3 本会の法人化当初の役員の任期は、第 12 条の規定に拘わらず、本会則施行の日から平成 18 年度の総会の日までとする。

附 則 (平成 27 年 5 月 24 日総会決定)

本会則は平成 27 年 6 月 19 日より改正施行する。

附 則 (令和元年 5 月 26 日総会決定)

本会則は令和 2 年 4 月 1 日より改正施行する。